

## 令和元年度 食品の安全・安心シンポジウム 質問と回答（岐阜県作成）

日 時：令和元年11月20日（水）13時30分～16時

場 所：ぎふメディアコスモス1階みんなのホール（岐阜市司町40番地5）

テーマ：食品表示

質疑応答・意見交換で紹介できなかった質問について、下記のとおり回答を紹介します。なお、今回のシンポジウムのテーマである食品表示と関係のない質問や、個別の食品表示相談やご意見等については、掲載しておりませんので、ご了承ください。

Q：砂糖無添加の表示について、甘味料（スクラロース）などは入っていてもいいのでしょうか。

A：一般用加工食品において、糖類を添加していない旨（砂糖不使用等）の表示は下記の要件すべてに該当する場合に表示することができます。※食品表示基準における糖類とは、単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。

- ① いかなる糖類も添加していないこと（ショ糖、ぶどう糖、ハチミツ、コーンシロップ等）
- ② 糖類（添加されたものに限る。）に代わる原材料（複合原材料等を含む。）又は添加物を使用していないこと。
  - ・その食品が原材料として糖類を含む原材料を含んでいないこと（ジャム、ゼリー、甘味の付いたチョコレート、甘味の付いた果実片等）
  - ・その食品が添加糖類の代用として糖類を含む原材料を含んでいないこと（非還元濃縮果汁、乾燥果実ペースト等）
- ③ 酵素分解その他何らかの方法により、当該食品の糖類の含有量が原材料及び添加物に含まれていた量を超えていないこと（でんぷんを加水分解して糖類を産出させる酵素の使用等）
- ④ 食品単位当たりの糖類の含有量を表示すること

使用されている甘味料が食品表示基準上の糖類ではなく、かつ、上記①～④すべてに該当する場合は砂糖無添加と表示することができます。

Q：栄養表示を進めたいと思うのですが、計算により栄養成分を出したことを、一筆添えた方がよいのでしょうか。

A：必ずしも計算により算出したことを明記する必要はありません。

Q：お弁当、お寿司等に醤油やガリ（生姜）などケースに入っている場合について、パッケージに醤油やガリの分の表示も必要なのでしょうか。

A：透明のふたやラップなど容器包装のままの状態では醤油などの表示が確認できるのであれば、改めて表示する必要はありません。醤油などの表示が食材や値札ラベルなどで見えないのであれば、原則、醤油などの表示を外装に添付するか一括表示内に表示する必要があります。

Q：製造所固有記号について、旧表示の記号の届出情報を調べられるデータベース、ホームページなどがありますか。

A：消費者が旧表示の記号を調べるホームページはありません。平成28年度に新たな製造所固有記号制度（記号の前に「+」を冠した表示）が施行され、経過措置期間は令和2年3月31日までとなっています。新たな製造所固有記号であれば消費者庁のホームページ「製造所固有記号制度届出データベース」から検索することができます。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/unique\\_code/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/unique_code/)

Q：推定値表示について。枠外成分がある場合の推定値は好ましくないですか。（強調表示ではない。）

A：栄養強調表示以外であり、栄養成分に関する品質管理が十分になされていない等の理由がある場合は、推定値表示をすることはできます。

Q：コンタミネーションの表示について、「他の製品の特定原材料等が製造ライン上で混入しないように洗浄しています。」「十分に洗浄しているので、混入の恐れはありません」と書かれていることがあります。混入の恐れがなければ書かなければいいのでしょうか。

A：一括表示枠外であっても、特定原材料等に関して「入っているかもしれない」などの可能性表示は認められていません。

食物アレルギーはごく微量のアレルゲンによっても発症することがあります。同一製造ラインを使用することや原材料の採取方法等により、ときにある特定原材料等が入ってしまうことが想定できる場合には、消費者に情報提供しているものです。

(消費者庁)

Q：食物アレルギーの即時型症例の原因食物の発生割合を教えてください。

A：

| 1位         | 2位         | 3位                | 4位         | 5位                        |
|------------|------------|-------------------|------------|---------------------------|
| 牛乳 (22.0%) | 小麦 (10.6%) | くるみ (5.2%)        | 落花生 (5.1%) | いくら (3.8%)                |
| 6位         | 7位         | 8位                | 9位         | 10位                       |
| えび (2.5%)  | そば (1.8%)  | カシューナッツ<br>(1.7%) | 大豆 (1.6%)  | アーモンド (0.4%)<br>かに (0.4%) |

Q：栄養成分表示の熱量の表示が明らかに間違っている食品表示があった品を見つけたことがあります。どこかでチェックしているのでしょうか。

A：栄養成分表示に限らず、岐阜県では、県内に流通する食品の表示適正化を図るため、食品表示を所管する各関係機関が、食品表示が定められた基準通りに表示されているかを確認する監視指導を行っています。

監視指導を行った結果、不適正な表示があった場合は、食品関連事業者に対し、指導を行っています。